

# 特別支援教育就学奨励費支給対象品目一覧【小学校用】

この一覧は、各経費の支給対象品目の一例です。

	支給対象となる経費	支給対象とならない経費
学用品	<p>●教育課程のカリキュラムの中で使用するものや校則で使用を決めているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名札、校章</li> <li>・ノート、下敷き、筆箱、鉛筆削り</li> <li>・筆記用具（鉛筆、消しゴム、油性ペン等）</li> <li>・体育用靴、体操着、ゼッケン、体操帽</li> <li>・水筒</li> <li>・上履き（上靴）</li> <li>・習字セット</li> <li>・スクール水着、水泳帽</li> <li>・プール用バスタオル、ゴーグル</li> <li>・クレヨン、絵の具セット</li> <li>・裁縫セット、お道具箱</li> <li>・リコーダー、鍵盤ハーモニカ唄口</li> </ul>	<p>●生活指導として使用するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体調管理に用いるもの（医療的ケア用品等）</li> <li>・メガネ</li> <li>・下着類、タイツ、私服</li> <li>・給食用ナプキン、配膳用マスク</li> <li>・エプロン、弁当箱、調理実習食材費</li> <li>・部活動に関するもの（ユニフォーム、スパイク等）</li> <li>・家庭学習用品（学習机、家庭学習用ドリル等）</li> <li>・遠足で使う弁当箱、リュックサック</li> <li>・歯磨き指導用歯ブラシ、コップ</li> <li>・修学旅行等で使う腕時計</li> <li>・手洗い指導用タオル、ハンカチ</li> <li>・卒業アルバムの経費</li> </ul>
通学用品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学用靴、ランドセル、ランドセルカバー</li> <li>・通学用靴</li> <li>・雨靴、雨傘</li> <li>・レインコート、雨ガッパ</li> <li>・反射材</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA会費</li> <li>・学級写真の経費</li> <li>・日本スポーツ振興センター共済掛金</li> <li>・手袋、マフラー、座布団</li> <li>・防寒用ジャンパー、コート</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校で徴収する教材費や実習等の材料費（学校で処理するので保護者の報告は不要）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯ブザー</li> <li>・雑巾</li> <li>・校外学習費（芸術鑑賞代・入場料等）</li> </ul>

## ●1年生の方

「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費（1年生のみ）」は、令和3年3月31日までに購入したものが対象となります。1年生の通学用品は、必ず「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費」で報告してください。令和3年4月1日から令和4年1月28日までに購入したものは「学用品・通学用品購入費」の対象となります。

## ●2～6年生の方

「学用品・通学用品購入費」は、令和3年2月1日から令和4年1月28日までに購入したものが対象となります。

※公費で購入したものは対象外です。

※学校徴収金で購入したものについては、学校で確認しますので報告書の提出は不要です。

※学用品や通学用品を購入される際には、領収書を発行してもらい、紛失しないように保管しておいてください。

※領収書には、あて名（保護者または児童の氏名）と品名（複数ある時はすべての物品名）を書いてもらうようにしてください。

※支給対象品目の判断に迷うような場合は、教育委員会事務局 学校教育課【電話：0748-52-6564】へご相談ください。

# 特別支援教育就学奨励費支給対象品目一覧【中学校用】

この一覧は、各経費の支給対象品目の一例です。

	支給対象となる経費	支給対象とならない経費
学用品	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教育課程のカリキュラムの中で使用するものや校則で使用を課しているもの</li> <li>・名札、校章</li> <li>・ノート、下敷き、筆箱、鉛筆削り</li> <li>・筆記用具（鉛筆、消しゴム、油性ペン等）</li> <li>・体育用靴、体操着、ゼッケン、体操帽</li> <li>・水筒</li> <li>・上履き（上靴）</li> <li>・習字セット</li> <li>・スクール水着、水泳帽</li> <li>・プール用バスタオル、ゴーグル</li> <li>・クレヨン、絵の具セット</li> <li>・リコーダー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活指導として使用するもの</li> <li>・体調管理に用いるもの（医療的ケア用品等）</li> <li>・メガネ</li> <li>・下着類、タイツ、私服</li> <li>・給食用ナプキン、配膳用マスク、エプロン、調理実習食材費</li> <li>・部活動に関するもの（ユニフォーム、スパイク等）</li> <li>・家庭学習用品（学習机、家庭学習用ドリルなど）</li> <li>・遠足で使う弁当箱、リュックサック</li> <li>・歯磨き指導用歯ブラシ、コップ</li> <li>・修学旅行等で使う腕時計</li> <li>・手洗い指導用タオル、ハンカチ</li> <li>・卒業アルバムの経費</li> <li>・PTA会費</li> <li>・学級写真の経費</li> <li>・日本スポーツ振興センター共済掛金</li> <li>・手袋、マフラー、座布団</li> <li>・学校指定でない防寒用ジャンパー、コート</li> <li>・防犯ブザー</li> <li>・雑巾</li> <li>・校外学習費（芸術鑑賞代・入場料等）</li> <li>・生徒会費</li> </ul>
通学用品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制服（学生服、セーラー服、リボン）</li> <li>・通学用靴</li> <li>・通学用靴</li> <li>・通学用自転車</li> <li>・雨靴、雨傘</li> <li>・レインコート、雨ガッパ</li> <li>・学校指定の防寒用ジャンパー、コート</li> <li>・反射材</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校で徴収する教材費や実習等の材料費（学校で処理するので保護者の報告は不要）</li> </ul>	

## ●1年生の方

「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費（1年生のみ）」は、令和3年3月31日までに購入したものが対象となります。1年生の通学用品は、必ず「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費」で報告してください。令和3年4月1日から令和4年1月28日までに購入したものは「学用品・通学用品購入費」の対象となります。

## ●2・3年生の方

「学用品・通学用品購入費」は、令和3年2月1日から令和4年1月28日までに購入したものが対象となります。

※公費で購入したものは対象外です。

※学校徴収金で購入したのものについては、学校で確認しますので報告書の提出は不要です。

※学用品や通学用品を購入される際には、領収書を発行してもらい、紛失しないように保管しておいてください。

※領収書には、あて名（保護者または生徒の氏名）と品名（複数ある時はすべての物品名）を書いてもらうようにしてください。

※支給対象品目の判断に迷うような場合は、教育委員会事務局 学校教育課【電話：0748-52-6564】へご相談ください。